

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザルに係る質問回答書

番号	質問事項	回答
1	・受入貯留施設には屋根、壁、脱臭設備が必要ですか。	・受入貯留施設には、屋根や壁などの飛散防止等が必要と考えますが、設置に必要な関係法令等をご確認のうえご提案下さい。
2	・不適合物貯留設備は、屋根、壁、脱臭設備は必要ですか。	・不適合物貯留設備は、屋根や壁などの飛散防止等が必要と考えますが、設置に必要な関係法令等をご確認のうえご提案下さい。
3	・記録の保管について、処理施設と同一敷地内の必要がありますか。	・同一敷地が望ましいですが、別の場所に保管する場合でも問題ありません。
4	・指定法人の引き取り車両による引取りの頻度をご教示願います。	・通常10 t 車に32ベール積込みで1回の運送となりますので、規格外相当分の1割を除いても3日に1回程度の頻度を想定しております。
5	・見積限度額の内訳が示されておりますが、処理施設建設費の支払いが5年間で行われるように思われますが、具体的にご教示願います。	・処理施設建設費を支払うものではありません。 本業務は提案者が設置した中間処理施設を使用させていただき、それに対し本市が処理費用に施設使用料相当分を含んだものを支払うものです。
6	・処理施設建設費と処理費は、様式7号の別紙として内訳書を添付することは可能でしょうか。	・参考までに添付していただくことは差し支えありません。
7	・処理施設建設費分の前払い金がありますか。	・本市では施設使用料相当分の支払い予定しております。また、本業務は提案者が設置した中間処理施設を使用させていただくものであり、処理施設建設費分を支払うものではないことから前払い金はありません。
8	・見積書には、1トン当たりの処理単価で記載することとなっておりますが、処理施設の建設費を含んだ単価としてよろしいでしょうか。	・1トン当たりの処理単価は、処理費用に施設使用料相当分を含んだものです。

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザルに係る質問回答書

番号	質問事項	回答
9	<p>・1トン当たりの単価契約となった場合、処理量の増減により処理施設建設費も増減することになりますが、処理施設建設費が増減しないような方策は用意されていますでしょうか。</p>	<p>・本業務は、提案者が設置した中間処理施設を使用させていただくものであり、処理施設建設費を支払うものではないため、具体的な方策についてはありません。</p>
10	<p>・今回のプロポーザルにA社で参加したいがプロポーザル決定後にB社を設立しようと考えている。</p> <p>また、A社（11月操業開始）は中間処理実績、かつ実績完了を有していないがグループ会社のC社の実績を含めたいが如何か。</p>	<p>・C社の実績を含めるには、参加申込時までにA社と協定を締結し、A社とC社のコンソーシアムにより参加いただく必要があります。</p> <p>本市では、プロポーザルに参加した相手方との契約締結となります。</p> <p>よって、B社が参加する場合、コンソーシアムの構成員とする必要があります、参加申込時までに会社を設立し、A社及びC社と協定を締結のうえ、参加資格要件を満たす必要があります。</p> <p>詳しくは、参加要領 4「参加資格」 5「コンソーシアムで参加する場合の留意事項」を参照してください。</p>
11	<p>・契約期間は令和13年3月31日になっていますが、その後の契約はどうなりますか。再契約か再度プロポーザルになるのでしょうか。</p>	<p>・令和13年度以降の予定について、現時点では未定です。</p>
12	<p>・委託料の支払いは毎月払いとなっておりますが、当月分翌月払いでよろしいでしょうか。</p> <p>・また、支払いサイトがありましたら教えて頂きたいと考えております。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p> <p>・本市では支払いサイトはありませんので指定口座に支払うようになります。</p>
13	<p>・提出書類を業務開始前となっているが、概ねいつ頃まで提出すればよろしいでしょうか。</p>	<p>・業務仕様書6 提出書類のとおりですが、契約締結後に協議のうえ別途指定いたします。</p>

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザルに係る質問回答書

番号	質問事項	回答
14	<p>・石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル実施要領（以下、実施要領）の2 業務概況（3）委託期間について、今回契約締結日から令和13年3月31日までの複数年の委託期間での契約となりますが、実施要領8 契約の締結についての中で「受託候補者を随意契約の相手方として」と記されているものの、委託期間の記載がない。今回契約後の新たな委託契約を締結する場合は、単年もしくは複数年での随意契約になるのでしょうか。</p>	<p>・実施要領8 契約の締結については、本プロポーザルにおいて示している、「実施要領2 業務概要（3）委託期間について」は今回契約締結日から令和13年3月31日まで複数年契約となります。</p> <p>また、令和13年度以降の予定について、現時点では未定です。</p>
15	<p>・実施要領11 企画提案書等の提出の(5)提出書類の作成方法 ウ 提出書類を綴り込む順番は、別紙評価基準のとおりとすると記されていますが、別紙評価基準とは「石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル評価基準」の別紙「石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル評価表」のことでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p>
16	<p>・実施要領7 審査及び業者選定(4)プレゼンテーション ウ 出席者について、3人以内とされていますが、プレゼン前にP C等機材の設置要員を1人同行させても良いか。設置要員については、設置作業終了後、退席します。</p>	<p>・プレゼンテーション時に3人以内であれば問題ありません。</p>

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザルに係る質問回答書

番号	質問事項	回答
17	<p>■参加申込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4の参加資格の(2)において「プラスチック製容器包装の中間処理業務の実績」について、一般廃棄物に係るものだけではなく、産業廃棄物に係るものについても該当すると解されるがそれでよろしいでしょうか。 ・なお、根拠書類は、当該業務契約書・マニフェストでよろしいでしょうか。 ・6のスケジュールでは参加申込書の提出期限は10月8日となっておりますが、10の参加資格の確認では9月下旬まで電子メールで参加資格の有無を通知するとありますので、いつまでに参加申込書を提出すればよいのかお示し下さい。 ・コンソーシアムで参加の場合、構成員も代表者と同様の書類一式を提出するのでしょうか。 	<p>■参加申込みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お見込みのとおりです。 ・なお、業務仕様書 1 目的・事業概要 (1) 目的のとおり、「<u>本市の一般家庭から排出される廃プラスチックの中間処理（収集された廃プラスチックの選別・圧縮・梱包（ベール化））業務を円滑かつ確実に遂行する</u>」ことを要件としていることから、選別・圧縮・梱包の全ての実績が必要となります。 ・根拠書類は、中間処理業務（選別・圧縮・梱包）がわかる契約書及び仕様書等の写しを提示して下さい。 ・6スケジュールの10月8日まで参加申込書を提出して下さい。 10 参加資格の確認 (2) 通知の期日 <u>【正】 令和6年10月中旬</u> <u>【誤】 令和6年9月下旬</u> ・実施要領 9 参加申込 <ul style="list-style-type: none"> (1) 申込方法 プロポーザル参加申込書（様式第2号）は代表者が作成のうえ提出 (4) 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ・共通の提出書類ア～オについて代表者を含む構成員が提出 ・承認簿に登録されていない場合の提出書類はア～エ、コンソーシアムの場合はオを提出

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザルに係る質問回答書

番号	質問事項	回答
18	<p>■企画提案書の項目・内容について</p> <p>・企画提案書（様式5）において、その項目・内容等は示されておらず、任意に項目及び資料等を調製することになると思われませんが、どの程度の具体的な内容まで必要でしょうか。基本的には各事業者の判断によるものと思いますが、例えば、施設設置予定場所、導入予定施設、処理フロー、各施設等配置予定場所及び関係図面一式など具体的かつ詳細な部分までの資料が全て必要でしょうか。</p>	<p>■企画提案書の項目・内容について</p> <p>・お見込みのとおり、各事業者の判断となります。</p> <p>なお、別紙「石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザル評価表」に従って、具体的かつわかりやすい資料でご提案下さい。</p>
19	<p>■提案見積書について</p> <p>・提案見積書（様式7号）中、参考として1トン当たりの処理単価を記載することとされていますが、これは具体的に何トン进行处理するものとして計算すればよいのでしょうか。</p>	<p>■提案見積書について</p> <p>・仕様書の「別紙1 業務委託に係る基本要件について」1 収集計画について（3）搬入見込量に記載のある年間1,400トンで示しております。</p>
20	<p>■搬入される廃プラスチック類の状況について</p> <p>・搬入される廃プラスチック類等は、市中のごみステーションから収集されたものと思われませんが、どのような種類の不適合物が、どの程度混入していると想定されているのでしょうか。</p> <p>・また、搬入時の荷姿はどのようなものでしょうか。</p>	<p>■搬入される廃プラスチック類の状況について</p> <p>・本市では、容器包装プラスチックの分別収集を実施していないため、不適合物の混入状況については他自治体の事例を参考に1割程度と想定しております。</p> <p>また、種類の不適合物については、汚れのひどいプラスチックやプラスチックに付属した金属類等を想定しております。</p> <p>・搬入時の荷姿については、下記のとおりです。</p> <p>①市民は、市の指定する袋に、中身や汚れが残っていない廃プラスチックのみを入れ、ごみ集積所へ排出します。</p> <p>②市は、収集車（パッカー車）により指定ごみ袋を一括回収し搬入します。</p>

石巻市プラスチック資源中間処理業務プロポーザルに係る質問回答書

番号	質問事項	回答
21	<p>・業務仕様書 「別紙1 業務委託に係る基本要件について」 1 収集計画について (2)中間処理施設の立地条件等の</p> <p>「カ 一般廃棄物処理施設の施設設置許可（宮城県）は、候補者名での取得見込であること。」としているが、県の設置基準に該当しない場合も必要か。</p>	<p>・業務仕様書 「別紙1 業務委託に係る基本要件について」 1 収集計画について (2)中間処理施設の立地条件等 カの県の設置基準に該当しない場合を追加し、次のとおり修正します。</p> <p>カ 一般廃棄物処理施設の施設設置許可（宮城県）に該当する場合は、候補者名での取得見込であること。</p>